

これまでの検討会に提出した改正の方向性一覧

※ 以下の項目は、第3回から第7回までの検討会において、事務局が提出した資料中の「改正の方向性」を抽出し、テーマごとに並べ直すなどして、一覧としたものである。

I 組織・運営規定	3
1 組合員の意思が反映される運営の確保	3
○ 総会の招集手続に関する規定の整備等など	全6項目
2 機関の権限の法定化・機関相互の関係の明確化	4
(1) 役員	
○ 役員の出格事由の法定化など	全3項目
(2) 理事・理事会	
○ 理事会、代表理事に関する規定の整備・充実など	全2項目
(3) 監事	
○ 監事の基本的な職務の追加など	全7項目
3 外部監視機能等の強化	6
(1) 組合員以外の関与	
○ 員外理事枠の拡大など	全2項目
(2) 生協外部の者等に対する透明性	
○ 総会議事録の作成、備付け・閲覧など	全5項目
4 行政庁の関与	7
○ 行政庁による解散命令の強化	
5 その他	8
○ 連合会会員の1会員の出資口数の限度の撤廃	
II 購買事業	8
○ 員外利用規制	
○ 区域に関する規制（区域規制）	
III 利用事業	9
○ 医療・福祉事業に係る剰余金の割戻し等の制限など	全4項目

IV 共済事業 **10**

- (1) 規制対象の範囲
 - 共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し等
- (2) 入口規制
 - 最低限保有すべき出資金額の基準（最低出資金）の設定
- (3) 健全性（内部の体力充実）
 - 諸準備金の充実など 全4項目
- (4) 透明性（外部からの監視）
 - 経営情報の開示の義務づけなど 全2項目
- (5) 契約締結時の契約者保護
 - 共済推進時の禁止行為等の導入など 全3項目
- (6) 破綻時の契約者保護
 - 契約条件の変更に関する規定の整備など 全3項目
- (7) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施
 - 共済金の最高限度額の規制方法の見直しなど 全4項目

V その他 **13**

- 職域組合の退職者の組合員資格
- 大学生協の学生の組合員資格

I 組織・運営規定

1 組合員の意思が反映される運営の確保

【総会の招集手続に関する規定の整備等】

- 会議の日時及び場所など、総会の招集を行う場合に定めるべき事項やそれらを決定する機関に関する規定を整備することとする。また、組合員数の増加に伴う総会の大規模化、議決事項の複雑化に対応するため、招集通知の発出期限を総会の5日前から10日前までに延長することとする。

【総（代）会議決事項の見直し】

- 組合員数が一定以上の組合においては、総会開催が困難な場合も多く、解散及び合併を総会専決事項とすると支障があることから、組合の解散及び合併について、総代会での決議がされた場合の全組合員への通知や、一定数以上の組合員からの総会招集請求があった場合の総会での承認に関する規定を設けた上で、総代会においても議決できることとする。
また、他法の規定等も参考に、借入金の最高限度額については総会の議決を不要とするなど、議決事項についての必要な見直しを行うこととする。

【総代会の設置基準の緩和】

- 組合員数が一定の規模以上になった場合には、総会の開催が困難な場合も多いことから、定款の定めるところにより、総代会を設けることが可能となる組合員数規模の基準を、1000人から引き下げることとする。

【役員を選出方法に関する規定の整備（選任制度の導入等）】

- 役員を選出方法については、現行どおり、選挙を原則とした上で、無記名投票によることなど必要な選挙に関する手続規定を設けることとする。また、生協の行う事業の複雑化、高度化に伴い、役員に適材適所やチームワーク等がこれまで以上に求められるようになってきたこと等から、他法にならい、定款の定めるところにより、選任制度により、役員を選出できることとする。

【理事及び監事の報酬決定手続に関する規定の整備】

- 他法にならない、お手盛り防止の観点や監事の独立性の確保の観点から、理事及び監事の報酬については、定款に定めがないときは、総会で決定することなど、その決定手続について規定を設けることとする。

【組合員代表訴訟の制度化】

- 組合員による適正な組織運営の確保を可能とするため、組合員代表訴訟について、他法にならない、総会決議取消の訴え等の組合員代表訴訟に関する規定を設けることとする。

2 機関の権限の法定化・機関相互の関係の明確化

(1) 役員

【役員の欠格事由の法定化】

- 他法を参考に、共済事業を行う組合の役員に関する追加的欠格事由を含め、生協の役員となることができない者について、定めることとする。

【役員任期の見直し等の規定の整備】

- 理事については、その権限をより適切にチェックする観点から、その任期を、2年以内において定款で定める期間とする。また、監事については、その権限をより強化する観点から、その任期を、4年以内において定款で定める期間とする。
- 役員任期の伸長規定についても、他法にならない、所要の整備をすることとする。

【役員組合や第三者に対する責任規定の創設】

- 農協法等にならない、組合と役員の関係が委任関係であることを明確化し、それに基づく善管注意義務や責任及びその免除の方法について定めることとする。また、組合が第三者に対して責任を負う場合についても定めることとする。

(2) 理事・理事会

【理事会、代表理事に関する規定の整備・充実】

- 他法にならない、理事会や代表理事に関する規定を整備することとする。

【理事の自己契約・利益相反取引に関する理事会の承認等】

- 理事の自己契約や利益相反取引が独断で行われ、組合が財産上の被害を被ることを防止するため、他法にならない、理事が、①自己又は第三者のために組合と取引をしようとするとき、②組合が理事以外の者との間で行う、理事と組合との利益が相反する取引をしようとするときは、理事会の承認を必要とする規定を整備することとする。

(3) 監事

【監事の基本的な職務の追加】

- 他法にならない、監事が行うべき基本的な職務として、新たに監査報告の作成や、理事や組合の子会社等に対する業務の状況の調査など、必要なものを規定することとする。また、その他に、理事が不正行為をした場合等一定の場合においては、監事の理事会に対する報告を義務づけることとする。

【監事の選任等に関する監事の権限の創設】

- 監事の独立性を担保し、適切な監査が行われるようにするため、他法にならない、監事の選任議案に関する監事の同意、監事の選任、解任、辞任に関する意見の陳述等に関する規定を設けることとする。

【監事による職務に係る費用等の請求に関する規定の創設】

- 監事の円滑な監査活動を確保するため、他法にならない、監事が、その職務執行に係る費用等を請求することができ、原則として、組合はそれを拒否することができないとする規定を設けることとする。

【監事による総会提出議案の調査制度の導入】

- 他法にならない、監事による総会提出議案に関する調査義務について定める規定や、法令等に違反する場合の調査結果報告義務について定める規定を設けることとする。

【監事の理事会に関する権限や義務に関する規定の創設】

- 他法にならない、監事が、理事の不正行為について理事会への報告すべき義務や理事会に出席すべき義務に関する規定等を設けることとする。

【監事による理事の不法行為差止請求の制度化】

- 他法にならい、監事は、理事が法令や定款に違反する行為をした場合で、当該行為によって組合に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、監事の職務権限の一環として、当該理事に対してその行為の差止請求をすることができることとする。

【常勤監事の設置の義務づけ】

- 生協が行う経済事業が高度化、複雑化していること等も考慮し、組合の業務全般にわたる深い知識と経験等を有し、組合の日常の業務執行を監査する役割を担う者として、購買事業、利用事業、生活文化事業及び共済事業のうちいずれかの事業（以下「経済事業」という）を行う組合については、事業が一定規模以上の場合には、常勤監事の設置を義務づけることとする。

3 外部監視機能等の強化

(1) 組合員以外の関与

【員外理事枠の拡大】

- 組合外部からも広く人材を登用することが望ましいことから、他法にならい、員外理事枠を現行の理事定数の1/5以内から1/3以内に拡大することとする。

【員外監事の設置の義務づけ等】

- 生協の行う事業の複雑化・高度化等に伴い、客観的・第三者的な立場から業務執行の是非について意見を述べる重要性となってくることから、組合員以外の者からの監事の選出を可能とする。また、組合員や組合の事業に携わった者等が監事を務めた場合、監事による監査が適切に機能しないことも考えられ、また、その必要性は、事業の種類によっても異なると考えられるため、経済事業を行う組合のうち一定のものには、当該組合の組合員、組合員たる法人の役員、使用人以外の者であって、その就任前5年間、当該組合の役員や使用人等でなかった者から監事を選出することを義務づけることとする。

(2) 生協外部の者等に対する透明性

【総会議事録の作成、備付け・閲覧】

- 他法にならない、法令上、総会議事録の作成義務や作成方法について明確に定めるなど、総会議事録の作成、備付け・閲覧について、必要な整備を行うこととする。

【理事会議事録の作成、備付け・閲覧】

- 他法にならない、理事会議事録の作成、備付け・閲覧に関する規定を整備することとする。

【会計帳簿の作成・保存、閲覧】

- 他法にならない、会計帳簿の作成義務・保存義務に関する規定を設けることとする。また、中協法等にならない、少数組合員による閲覧請求を可能とすることとする。
- さらに、組合の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする旨を法律上明記することとする。

【決算関係書類と作成手続】

- 他法にならない、理事が各事業年度ごとに作成しなければならない決算書類として、損益計算書や附属明細書を加えるなど、所要の整備を行うこととする。
- また、他法にならない、決算関係書類等に関する備付け期間や保存期間について、規定を設けるなど、必要な整備を行うこととする。

【組合員名簿の作成、備付け・閲覧】

- 組合員が組合員代表訴訟の提起等その権利を行使する前提として必要であること等から、他法にならない、組合員名簿の作成義務及び記載事項について定めるなど、組合員名簿の作成、備付け・閲覧について、必要な整備を行うこととする。

4 行政庁の関与

【行政庁による解散命令の強化】

- 協同組合は、自発的な発生、運営を尊重するべきであり、行政庁による解散の命令は、慎重に行わなければならないが、法令に違反した場合において、行政庁が措置命令を出したにもかかわらず、これに従わないときは、現行生協法に定める一定の事由に違反した場合に限らず、行政庁が解散命令を出せることとする。

5 その他

【連合会会員の1会員の出資口数の限度の撤廃】

- 連合会の会員には原則として出資口数に関わらず議決権が付与されることから民主的な運営が可能である中で、経済事業を行う連合会の経営基盤をさらに安定的なものにするため、経済事業を行う連合会については、1会員の出資口数の制限を撤廃することとする。

II 購買事業

【員外利用規制】

- 員外利用が禁止されることは、維持することとする。
- 員外利用が例外的に認められる場合については、行政庁の許可による場合と許可を要しない場合に区分した上で、法令上、個別具体的に限定して定めることとする。

その際、生協が社会に貢献することが求められている現状を踏まえ、現行の離島、へき地等で生協以外に利用できる施設が存在しない場合等のほか、合理的な理由があるものを追加することとする。
- 併せて、行政庁の許可により員外利用が認められる場合の員外利用の限度を、法令上定めることとする。その場合、組合員の利用分量の100分の20を原則とするが、より公共性が高い場合については、さらに緩和した利用限度を設定することとする。

【区域に関する規制（県域規制）】

- 購買事業の実施のために必要と認める場合には、主たる事務所の所在地である都府県の接続都府県まで、都府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとする。

Ⅲ 利用事業

【医療・福祉事業に係る剰余金の割戻し等の制限】

- 医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じることとする。
 - ・対象となる事業を医療・福祉ごとに損益を区分して経理（分離勘定）する
 - ・対象となる事業から生じた剰余金の割戻しを禁止し、対象となる事業以外の事業への資金移動は行わないこととする（対象となる事業以外の事業からこれらの事業への資金移動は制限しない）
 - ・その際、事業別損益及び剰余金の繰越し等については、総会にかからしめることとする

【医療・福祉事業の員外利用限度】

- 医療・福祉事業について、行政庁の許可を得た場合には、組合員の利用分量の100分の100まで員外利用を可能とし、その旨を法令上明確にする。

【医療・福祉事業の法定化】

- 医療・福祉事業については、
 - ・その利用限度を、他の員外利用の許可を受けたケースよりも緩和し、100分の100とすること
 - ・法令上、剰余金の割戻しを禁止するなど、非営利性を強化するための見直しを行うことに伴い、生協法に定める事業の種類の一つとして、法律上独立して規定することとする。

【剰余金の使途たる事業の拡大】

- 組合員による福祉活動を支援する観点から、生協が当該活動に助成する事業についても、繰越し義務がある剰余金の使途として追加する。

IV 共済事業

(1) 規制対象の範囲

【共済事業規約の認可が不要とされている共済金額の見直し等】

- 共済金額が極めて低額で見舞金的な給付のみを実施している場合は、組合員による自治運営に委ねることが可能であり、5万円という額は、昭和34年以来、見直されていないことから、これを引き上げるとともに、共済事業にかかる規制の対象から、法令上も明確にはずすこととする。

(2) 入口規制

【最低限保有すべき出資金額の基準（最低出資金）の設定】

- 財政的に脆弱な組合が共済事業を行う場合、十分に契約者保護が図れない可能性があることから、共済事業を行う組合が最低限保有すべき出資金額（最低出資金）の基準を設定することとする。

(3) 健全性（内部の体力充実）

【共済事業との兼業規制】

- 事業規模が一定以上の組合においては、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響は大きい。このため、再共済又は再々共済事業を行う連合会に加え、共済事業が一定規模以上の単位組合及び連合会は、他の事業を行うことができないこととする。
- ただし、他の共済事業を実施する組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について、自らが負担部分を有しない生協については、兼業を可能とする。

【諸準備金の充実】

- より一層、財務の健全性を確保し、十分な支払余力を確保するため、他の協同組合における準備金制度を参考にしつつ、価格変動準備金を新設するなど、積み立てることが義務づけられる準備金の種類を拡充することとする。
- 共済事業の健全性を確保するためには、一定程度の自己資本の充実が不可欠であることから、法定準備金の積立割合を10分の1から5分の1に引き上げ、積立限度額は出資総額の2分の1以上から出資総額以上に引き上げることとする。

【共済計理人の関与の義務づけ】

- 共済事業の経営の健全性を確保するため、契約が長期にわたり共済数理の知識及び経験を必要とする場合や契約者割戻しを行う場合には、共済計理人の選任を義務づけ、責任準備金の積立の妥当性や割戻しの公正性に関して意見書の提出を義務づけるなど法令上の規定を新たに設けることとする。
- また、割戻しの公正さを共済計理人が確認することとした場合、現在行われている厚生労働大臣の承認は不要とする。

【健全性基準（ソルベンシー・マージン比率）の導入】

- 共済事業の健全性を確保するため、ソルベンシー・マージン比率について法定し、同比率に基づく経営の健全性確保のための改善計画の提出及びその実行命令などの行政庁による早期是正措置を導入することとする。

（４）透明性（外部からの監視）

【経営情報の開示の義務づけ】

- 新たに組合に加入し、契約を締結する潜在的な組合員に広く情報提供することが必要であることや、共済事業は事業の実施状況や財務状況の透明性がその他の事業以上に求められる事業であると考えられることから、業務及び財産の状況に関する説明書類について、公衆縦覧を義務づけることとする。

【外部監査の義務づけ】

- 財務状況の健全性を確保するため、負債額が一定以上の共済事業を実施する組合については、外部の公認会計士又は監査法人による監査を義務づけることとする。

（５）契約締結時の契約者保護

【共済推進時の禁止行為等の導入】

- 契約者保護の観点から、組合や共済代理店及びこれらの役職員が虚偽のことを告げることなど、推進を行う上で禁止される行為について定め、かつ、共済事業に係る重要事項の説明その他健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずるよう義務づけることとする。

【共済代理店に関する規定の整備】

- 共済代理店の設置に関する組合のニーズがあること及び組合の委託を受けて業務の一部又は全部を行う者に対しても共済推進時に禁止される行為に関する規定が適用されることが必要であることから、共済代理店の規定を設けた上で、共済代理店についても共済契約締結時に禁止される行為の規定の適用を受けることとし、また、その設置や廃止等に際しては、行政庁への届出を義務づけるなど、共済代理店に係る規定を整備することとする。

【クーリングオフ制度の導入】

- クーリングオフ制度を導入し、共済期間が1年以下である場合等一定の場合を除き、書面により共済契約の申込みの撤回又は解除を行うことができることとする。

(6) 破綻時の契約者保護

【契約条件の変更に関する規定の整備】

- 契約条件の変更を可能とし、共済事業の継続を図ることにより契約者を保護するため、契約条件の変更を可能とし、さらに行政庁が共済契約の解約に係る業務の停止等の措置を命ずることができる規定を設けることとする。

【契約の包括移転】

- 組合の破綻等による契約者の不利益を未然に回避することは、契約者保護に資することから、自賠償共済以外の共済契約の包括移転についても可能とすることとする。

【セーフティネットとしての再共済・再保険のさらなる活用】

- 生協は実施する事業が多様であり、共済事業と他の事業を兼業している場合には、共済事業の実施事業全体に占める割合や組合の破綻理由がさまざまなことや、兼業の有無にかかわらず、実施する共済事業の種別は、組合によってさまざまであることから、保険契約者保護機構のような仕組みを設けることにはなじまないと考えられる。したがって、契約の包括移転、再共済・再保険のさらなる活用等により、リスクを分散することとする。

(7) 契約者ニーズを反映した円滑な事業実施

【共済金の最高限度額の規制方法の見直し】

- 定款の記載事項として共済金額の最高限度が定められており、共済事業規約について行政庁の認可が必要とされていること等から、共済金の最高限度額については、行政庁が定款及び規約を認可することで対応することとし、今後は、現行の共済金額の最高限度額規制を撤廃することとする。

【保険代理制度の導入】

- 共済事業を実施する組合が保険代理業を実施できることとした場合には、自らが実施する共済事業とは異なる種類の保険商品を取り扱うこと等により、組合員の様々なニーズを満たすことが可能になり、その利便性が向上することから、共済事業を行う組合が保険代理業を行えることとする。

【資産運用規制の緩和】

- 共済事業に必要な資金の運用については、一定の安定性が必要ではあるものの、運用制限により資産の有効利用が妨げられ、組合員の利益を損なう恐れもあることから、他の諸制度などを参考に、組合の規模なども踏まえつつ、運用方法の範囲を広げると共に、割合に関する規制を見直すこととする。

【事業規約変更の手續の簡素化】

- 現行の手續によった場合、共済事業について変更を行う場合に、組合員のニーズに迅速に応えることができないことから、規約変更の手續きについて、他制度の状況を参考に、軽微な事項等については総会の議決を要しないこととするなど一部について簡素化することとする。

V その他

【職域組合の退職者の組合員資格】

- 職域組合が実施する共済事業を利用する組合員から、在職時に長年にわたり利用していた共済事業を退職と同時に利用できなくなると支障が生じる場合があるとして、退職後も当該事業を継続して利用することのニーズがあることを踏まえ、退職者が、その居住範囲に関係なく、職域生協の組合員となることができるように、法律上明確にすることとする。

【大学生協の学生の組合員資格】

- 大学生協については、学生が「附近に住所を有する者」としてではなく加入できるよう、法令上明確に位置づけることとする。